

安全な住宅で 安心の暮らしを！

住宅の耐震化促進事業



阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊によって多くの尊い命が奪われました。家族の生命や財産を守るためには、地震に強い住宅に改修しておくことが大切です。

阪神・淡路大震災で特に多くの被害が報告されたのは、昭和56年5月以前に建築された住宅であることから、兵庫県と加東市では、それらの住宅を改修するための補助制度を設けています。

住宅の強さを調べよう

住宅を地震に強くするため、まず、現時点での住宅の強度を調べるための耐震診断を受診しましょう。耐震診断は、次の条件を満たす市内の建築物であれば、補助により安価で受診できます。

■診断の対象となる住宅

○昭和56年5月末までに建築確認を得て着工した住宅

改修して強い住宅にしよう

○店舗併用住宅などの場合は、住宅として使用している部分が延べ面積の半分を超えている建物

※ツバーイフォー住宅、丸太組工法や建築基準法第38条に規定する認定工法による住宅は診断の対象外です。

■診断手数料

一棟あたり3,000円（木造戸建て住宅の場合）耐震診断を希望される方は、都市整備課までご連絡ください。

■改修工事補助額

○市 1件あたり 最大30万円
○県 1件あたり 最大93・3万円

問い合わせ

建設部都市整備課（滝野庁舎） ☎48・3463
兵庫県建築指導課 ☎078・362・4340

応援します！ 加東で定住！ Uターン！



現在加東市に住んでおられる方、また、過去に加東市に住んでおられた方で、加東市での住宅建築を検討されている方に朗報です。

これまで、市街化調整区域では住宅等の建築が原則できませんでしたが、「特別指定区域制度」の指定によって、条件を満たす方であれば、市街化調整区域にも住宅等の建築が可能になりました。

加東市は、ふるさとへの定住を支援し、活力と良好な住環境の両立したまちづくりを進めます。

地縁者の住宅区域

制度を利用できる条件

建築予定地が属する小学校区の市街化調整区域、または建築予定地の大字に隣接している大字の市街化調整区域で通算して10年住んでいること。

制度の特徴

建築予定の土地を取得する方法が特に限定されていないので、「親のいる地区に住みたいのに、近くで土地がない」「子どもと世帯分離をしたいが、建築できる土地がない」などの場合に、売買等で土地を確保し、自己用住宅を建築することができます。

※これまでの建築制限では、昭和46年3月以前から所有している土地以外での建築は原則不可能でした。



JR社町駅周辺区域

制度を利用できる条件

特別の条件なしに、どなたでも制度利用できます。
※加東市に住んだことがない方や、法人でも制度利用可能です。

制度の特徴

建築できる建物が、住宅に限らず、共同住宅（アパート等）・事務所・店舗等、多岐にわたります。



加東市は現在市内の37地区で区域指定を受けており、その区域は建築できる建物や条件で左記の2種類に分けられます。

◎それぞれの制度の詳細および市内各地区の指定区域は、市ホームページで確認いただけます。

問い合わせ 建設部都市整備課（滝野庁舎） ☎48-3463

職業訓練講座後期受講者募集

訓練コース	定員	受講料	募集締切	訓練内容
文書作成(WORD)表計算(EXCEL)入門コース	20人	39,000円 (44,000円) 別途教材費 1,000円	9月20日	Windows WORD入門から中級まで Windows EXCEL入門から中級まで ※毎週水曜日 18時30分～21時
文書作成(WORD)表計算(EXCEL)中級コース	20人	39,000円 (44,000円) 別途教材費 1,000円	9月20日	Windows WORD中級から応用まで Windows EXCEL中級から応用まで ※毎週水曜日 18時30分～21時
パソコン整備士コース	20人	20,000円 別途教材費 3,300円	9月20日	パソコンの基礎知識、組立分解、ネットワーク構築、セキュリティ等 ※毎週水曜日 18時30分～21時
EXCEL VBAコース	20人	24,000円 別途教材費 1,000円	9月20日	VBAによるEXCELでの作業の自動化初級から中級まで ※毎週水曜日 18時30分～21時

※受講料欄の()内は、雇用保険非加入者の受講料です。

開催場所・問い合わせ 西脇地域職業訓練センター ☎23-4326

さとの空き家活用支援事業 のお知らせ

第2次募集を行っています

空き家の解消や自然の多い地域への居住を促進し、地域の活性化につなげる「兵庫県さとの空き家活用支援事業」において、第2次募集が行われています。

また、今回の募集では、市街化調整区域と都市計画区域外とされていた市内の対象地域が「社地域の市街化区域を除く地域」に拡充されました。この機会にぜひ制度をご活用ください。

対象地域 社地域の市街化区域を除く地域・滝野地域全域・東条地域全域
※市街化調整区域の住宅は建築規制により、認められない場合があります。

対象住宅 次の要件全てに合致する住宅

- ①木造在来工法で建築された一戸建ての住宅
- ②老朽度や実用性から、現在の生活スタイルに合わない水回り設備等の改修工事が必要と認められる住宅

③10年以上居住することが明らかな住宅

対象者 空き家に居住しようとする方または空き家を賃貸住宅として活用される方

対象経費 台所、浴室、便所（いずれかも可）の改修工事費や、これらに付帯する内外装改修工事費

補助額 最大100万円
(対象工事費の1/3が上限)

募集期間 9月30日(月)まで

問い合わせ

兵庫県住宅政策課
建設部都市整備課（滝野庁舎） ☎078・362・3583
☎48・3463

詳細は兵庫県ホームページ内、「さとの空き家活用支援事業」ページでもご覧いただけます。

